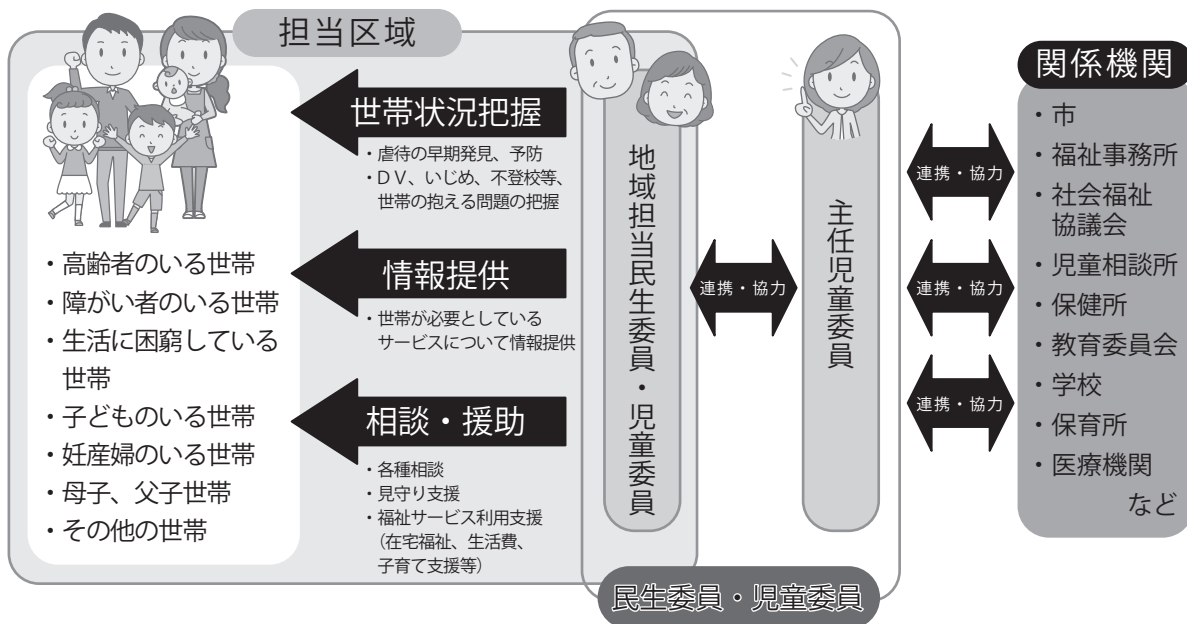


民生委員・児童委員、主任児童委員の活動



一人で悩まず相談を

民生委員・児童委員、主任児童委員は地域の皆さんが福祉制度・サービスが必要な時に利用できるように関係機関と協働して、必要な調査や情報の提供を行っています。守秘義務があり、相談内容や個人情報などの秘密は守られます。子育て、介護、健康、医療など生活の中で気になることがありましたら、気軽にご相談ください。

皆さんの地域を担当する民生委員・児童委員、主任児童委員については、福祉総務課に問い合わせください。

【問】福祉総務課(総和福祉センター「健康の駅」内) ☎92-5771



▲子どもの虐待防止運動に主任児童委員は取り組んでいます

民生委員・児童委員信条

- 一、わたくしたちは、隣人愛をもって、社会福祉の増進に努めます。
- 一、わたくしたちは、常に地域社会の実情を把握することに努めます。
- 一、わたくしたちは、誠意をもって、あらゆる生活上の相談に応じ、自立の援助に努めます。
- 一、わたくしたちは、すべての人々と協力し、明朗で健全な地域社会づくりに努めます。
- 一、わたくしたちは、常に公正を旨とし、人格と識見の向上に努めます。

児童憲章

児童は、人として尊ばれる。
 児童は、社会の一員として重んぜられる。
 児童は、良い環境のなかで育てられる。



民生委員・児童委員のマーク

幸せのめばえを示す四つ葉のクローバーをバックに、民生委員の「み」の文字と児童委員を示す双葉を組み合わせ、平和のシンボルの鳩をかたどって、愛情と奉仕を表しています。